

## 赤穂市鳥獣被害防護柵等設置事業補助金交付要綱について

### 1. 制定理由

シカ・イノシシ等有害鳥獣による農作物や生活環境への被害を防止するため、農地・林地等へ侵入防護用の柵等を設置する個人・地域計画に定められた担い手・団体（自治会）や、捕獲用わなを購入する団体（自治会）に対して予算の範囲内で費用の一部を補助する。

### 2. 内容

- ① 侵入防護柵への補助
  - ・ 侵入防護柵設置に係る経費の補助
- ② 捕獲わなへの補助（自治会のみ）
  - ・ 箱わな又は囲いわなの購入費の補助

### 3. 補助金額（率）

補助対象経費・対象者	補助率	補助金上限額
①侵入防護柵への補助		
個人	設置経費の1/2	1件あたり30,000円
個人（団体型） 受益戸数3戸以上かつ隣接する3筆以上の農地を防護する場合	設置経費の1/2	1件あたり100,000円
地域計画に定められた担い手	設置経費の7/10	1件あたり100,000円
団体（自治会）	設置経費の7/10	1件あたり300,000円 *ただし、特定農山村地域（※）に属する団体は500,000円
②捕獲わなへの補助		
団体（自治会）	購入経費の7/10	1基あたり50,000円

※ 特定農山村地域・・・「特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律」において、地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域であり、かつ、土地利用の状況、農林業従事者数等からみて農林業が重要な事業である地域として政令で定める区域。

平成26年3月現在、赤穂市では、旧有年村、旧福浦村の区域が特定農山村地域に該当する。

